

見守り 新鮮情報

「見守り」と「気づき」のチェックポイント

住まいの様子

- 不審な封筒や請求書等の書類がないか。
- 見慣れない段ボールや商品が置かれていなか。
- 居室や居宅が改修されていないか。

本人の様子

- 食欲が無くなったり、元気が無くなったりしていないか。
- 生活パターンやリズムが乱れているか。
- 身なりに変化がないか。
- なかなか言い出せずに困っている様子はないか。



「見守り」と「気づき」で障がい者の消費者トラブルを防ごう

ひとこと助言

様子を気にかけて



- 障がいのある方、特に知的障害や精神障害がある方は、知らない人のコミュニケーションが得意ではなく、その場での的確な判断や対応が出来にくいことがあるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。
- 被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は、日ごろから様子を気にかけ、生活の変化をなるべく早く察知することが期待されます。障がいのある方の思いを大切にし、本人の意向に沿いながら支援しましょう。
- 消費者トラブルで困っている様子に気づいたら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。